

岩手県告示第267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年4月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
株式会社まちのふくし	岩手郡滝沢村篠木字明法124番地15	おらほ鶴飼デイサービス	いまここ第2鶴飼デイサービス	岩手郡滝沢村鶴飼字笹森1番地87	岩手郡滝沢村鶴飼字狐洞105番地1	平成24年4月1日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
株式会社まちのふくし	岩手郡滝沢村篠木字明法124番地15	おらほ鶴飼デイサービス	いまここ第2鶴飼デイサービス	岩手郡滝沢村鶴飼字笹森1番地87	岩手郡滝沢村鶴飼字狐洞105番地1	平成24年4月1日